

## 卸売市場法改正について

### 卸売市場法の改正

|                   |  |
|-------------------|--|
| 平成 28 年 11 月 11 日 | 規制改革推進会議農業 WG 提言<br>「特別の法制度に基づく時代遅れの法規制は廃止する」        |
| 11 月 29 日         | 農業競争力強化プログラム（内閣）<br>「法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」 |
| 平成 30 年 3 月 6 日   | 通常国会に法案提出  |
| 5 月 25 日          | 衆議院本会議 可決  |
| 6 月 14 日          | 参議院農林水産委員会 附帯決議を採択                                   |
| 6 月 15 日          | 参議院本会議 可決  |
| 6 月 22 日          | 改正卸売市場法公布  |
| 8 月 30 日          | 政省令案・基本方針についてパブリックコメント<br>(平成 30 年 9 月 28 日まで)       |
| 10 月 17 日         | 政省令公布・基本方針の策定、公表<br>業務規程（条例等）の制定・改正                  |
| 平成 32 年 6 月 21 日  | 改正法施行  |

### 主な改正項目

|              |           | 現 行 法     | 改 正 法  |
|--------------|-----------|-----------|--|
| 開 設 者        |           | 地方公共団体に限る | 属性を問わない（民間も可能）   |
| 市場の開設（国の関与）  |           | 認可        | 認定   |
| 卸・仲卸業者の業務許可制 |           | ○         | × <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法に定めなし</span>                                   |
| 共通の取引ルール     | 差別的取扱いの禁止 | ○         | ○ } <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">共通の取引ルール</span>                               |
|              | 受託拒否の禁止   | ○         |  |
| その他の取引ルール    | 商物一致の原則   | ○         | × } <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公正な手続きを踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる</span> |
|              | 第三者販売の禁止  | ○         |  |
|              | 直荷引きの禁止   | ○         |  |

## 現行卸売市場法 主な取引規制

### 引き続き法に規定される規制 (共通ルール)

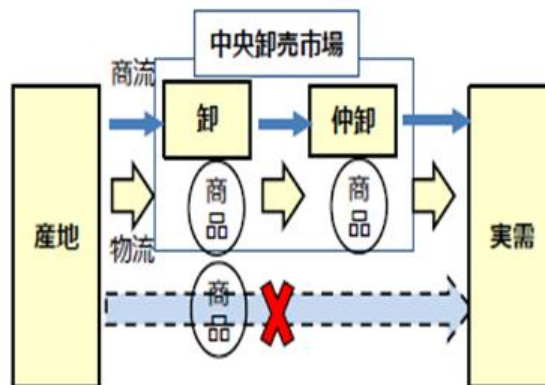
#### <差別的取扱い、受託拒否の禁止> (現行法第 36 条→改正法第 4 条)

- 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者等に対して、不当に差別的取扱いをしてはならない。
- 卸売業者は、出荷者から販売の委託の申し込みがあった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。  
⇒ 不公正な取引があれば、農林水産大臣が公正取引委員会に通知 (食品流通構造改善促進法の改正)

### 改正法に定めのない規制 (その他の取引ルール)

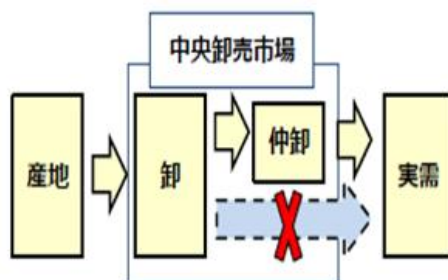
#### <商物一致の原則> (現行法第 39 条→改正法規定なし)

- 卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない。



#### <第三者販売の禁止> (現行法第 37 条→改正法規定なし)

- 卸売業者は、仲卸業者等以外の者に対して卸売をしてはならない。



※実需とは、小売・加工・外食等をいう。

#### <直荷引きの禁止> (現行法第 44 条→改正法規定なし)

- 仲卸業者は、中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れてはならない。

